

○山口県警察の教養実施に関する訓令

昭和49年4月1日

本部訓令第5号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 学校教養

第1節 通則（第7条—第9条）

第2節 採用時教養（第10条—第10条の4）

第1款 警察官に対する採用時教養（第10条—第10条の4）

第2款 一般職員に対する採用時教養（第10条の5）

第3節 専科教養等（第11条—第12条の2）

第3章 職場教養（第13条—第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、山口県警察教養実施規則（昭和49年山口県公安委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、山口県警察職員（以下「職員」という。）に対する警察教養（以下「教養」という。）について細部の事項を定めるものとする。

（教養の責任者）

第2条 警察本部（以下「本部」という。）の課長、室長、所長、隊長及び警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、その所管事項に関し、職員に対して教養を実施する責任を負うものとする。

（相互協力）

第3条 本部の部長（以下「部長」という。）及び所属長は、前条に規定する教養の実施について相互に協力しなければならない。

2 教養課長は、関係の所属長と連絡、調整を図り、教養の推進に努めるものとする。

第4条 削除

（教養事務担当者）

第5条 各所属に教養事務担当者を置き、本部にあつては次長（副隊長及び副校長を含む。）を、警察署にあつては副署長又は次長をもつて充てる。

2 教養事務担当者は、所属長を補佐し、所属の職員に対する教養を企画推進するものとする。

（教養事務担当者会議等）

第6条 各所属における教養の推進と調整を図るため、教養事務担当者会議を毎年1回以上開くものとする。

2 本部においては、職員に対する教養の推進と調整を図るため、本部各所属の教養事務担当者の会議を毎月1回以上開くものとする。

3 警察署においては、職員に対する教養を推進するため、毎月1回以上幹部会議を

開くものとする。

第2章 学校教養

第1節 通則

(学校教養実施計画)

第7条 教養課長は、警察学校長（以下「学校長」という。）及び本部の関係の所属長と協議のうえ、毎年3月15日までに、翌年度の学校教養実施計画を立てなければならない。

(学校教養の細部事項)

第8条 学校教養の実施に関する細部の事項は、別に定めるところによる。

(警察学校の運営)

第9条 警察学校の運営に関する事項は、別に定めるところによる。

第2節 採用時教養

第1款 警察官に対する採用時教養

(教養期間)

第10条 新たに採用した警察官に対する採用時教養の教養期間は、次に定めるところによる。

(1) 短期課程

イ 初任科	6か月
ロ 職場実習	3か月
ハ 初任補修科	2か月
ニ 実戦実習	4か月

(2) 長期課程

イ 初任科	10か月
ロ 職場実習	3か月
ハ 初任補修科	3か月
ニ 実戦実習	5か月

2 前項の規定にかかわらず、警察本部長（以下「本部長」という。）が特に必要と認めるときは、職場実習の教養期間を延長することができる。この場合において、職場実習の期間を延長したときは、実戦実習を行う教養期間から当該延長した教養期間を減ずるものとする。

(初任科の実務研修)

第10条の2 学校長は、初任科生を本部の課、室、所及び隊並びに警察署に派遣して実務研修を行わせるものとする。

2 学校長と派遣先の所属長は、緊密な連絡を保つとともに、相互に協力して効果的な方法で実務研修を実施するよう努めなければならない。

3 実務研修の実施要領は、別に定めるところによる。

(職場実習及び実戦実習)

第10条の3 警察署長は、職場実習及び実戦実習のため、初任科及び初任補修科の

教養課程を修了した警察官に対し、管内事情の概要及び警察実務について教養を行わなければならない。

2 職場実習及び実戦実習の実施要領は、別に定めるところによる。

(報告及び通知)

第10条の4 学校長は、初任科及び初任補修科の教養課程が修了したときは、実施状況及び卒業(修了)成績を本部長に報告するとともに関係の所属長に通知しなければならない。

第2款 一般職員に対する採用時教養

第10条の5 新たに採用された一般職員(警察官以外の職員をいう。以下同じ。)に対する採用時教養の教養期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 一般職員初任科 4週
- (2) 前期職場教養 6か月
- (3) 後期職場教養 8か月
- (4) 一般職員現任補修科 5日

2 前期職場教養及び後期職場教養の実施要領は、別に定めるところによる。

第3節 専科教養等

(教養期間)

第11条 警察学校において行う次の各号に掲げる課程の教養期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 部門別任用科 3週又は2週
- (2) 専科 必要とする期間
- (3) 巡査部長任用科 2週
- (4) 警部補任用科 2週

(入校推薦書)

第12条 所属長は、職員を前条各号に掲げる課程に入校させようとするときは、入校推薦書(別記第1号様式)を作成して本部長に報告しなければならない。

(卒業生名簿等の保管)

第12条の2 教養課長は、各学校入校者の卒業生名簿及び卒業成績を保管しなければならない。

第3章 職場教養

(職場教養の実施)

第13条 所属長は、所属の職員の職務倫理の保持及び職務執行能力の向上を図るため、朝礼、招集等の機会を捉えての訓育、指導、実務教養及び術科教養又は業務の内容及び職場の状況に応じた講習、研修、実習など、随時適切な方法により職場教養を実施しなければならない。

(幹部の責務)

第14条 職務上監督の地位にある者は、部下の職員に対し、職務の指導監督を通じ

て常に適切な教養を行わなければならない。

(職場教養実施計画)

第15条 本部の所属長(学校長を除く。)は、毎年2月末までに、所管事項に関して翌年度の職場教養実施計画を定め、別記第2号様式により、教養課長に送付しなければならない。

2 教養課長は、前項の計画に基づき、毎年3月15日までに翌年度の職場教養実施計画を立て、本部長に報告するものとする。

(実務講習)

第16条 本部長は、職員に対し、警察実務の修習その他必要があるときは、実務講習を行うものとする。

(術科講習)

第17条 本部長は、職員に対し、術科技能の向上を図るため必要があるときは、術科講習を行うものとする。

(幹部講習)

第18条 本部長は、幹部に対し、その階級に応じた必要な管理能力、指導能力及び実務能力の向上を図るため必要があるときは、幹部講習を行うものとする。

(巡回指導等)

第19条 部長及び本部の所属長(以下「部課長」という。)は、警察署の職員の実務能力の向上を図るため、その所管事項について巡回指導等を積極的に行うものとする。

2 前項の教養は、警察署のブロック別又は警察署別に教養種目に応じた職員を招集して行う。

(巡回図書等)

第20条 教養課長は、職員の一般教養に資するため、図書、録音テープ、スライド等の購入及び作成に努め、これを各所属に巡回させるものとする。

2 前項の図書などの巡回を受けた所属長は、これをじゅうぶん活用するとともに、巡回期間終了後速やかに回送又は返送しなければならない。

(教養資料の作成配布)

第21条 部課長は、所管事項について随時適切な教養資料を作成して、各所属に配布するものとする。

2 前項の教養資料については、作成の都度教養課長に連絡するものとする。

(本部所属職員の教養招集)

第22条 本部の職員の教養招集については、教養課長が計画推進するものとする。

(教養招集)

第23条 隊長及び警察署長は、教養招集日に所属の職員に対し、訓育、指導、実務教養及び術科教養を行うものとする。

(新配置者等の教養)

第24条 所属長は、新しくその所属に配置され、又は長期休暇等から出務した者に

対し、管内事情の概要及び警察実務について教養を行わなければならない。ただし、その者の経歴又は知識の程度により、その一部を省略することができる。

第25条及び第26条 削除

(教養実施状況報告)

第27条 所属長は、所属の職員に対して行った毎月の教養実施状況を翌月5日までに、本部長に報告しなければならない。

(教養効果測定)

第28条 本部長又は所属長は、職員の教養効果を測定するため、考査を行うことができるものとする。

(術科訓練)

第29条 警察官は、職務遂行に必要な技術の向上を図るため、術科訓練を行うものとする。

2 術科訓練に必要な事項は、山口県警察術科訓練に関する訓令（令和6年山口県警察本部訓令第5号）に定めるところによる。

(術科技能検定)

第30条 警察官の術科教養の成果を検定してその普及徹底に資するため、術科技能検定を行う。

2 術科技能検定に必要な事項は、山口県警察術科技能検定に関する訓令（昭和30年山口県警察本部訓令第5号）に定めるところによる。

(柔剣道の段級審査)

第31条 警察官の柔道及び剣道技能の向上と士気の高揚を図るため、段級審査を行う。

2 段級審査に必要な事項は、山口県警察柔剣道段級審査に関する訓令（昭和34年山口県警察本部訓令第5号）に定めるところによる。